

豊川市建設工事等指名業者選定要綱

(趣 旨)

第1条 豊川市が発注する建設工事、業務委託、修繕（物品の修繕を除く。）及び原材料（以下「建設工事等」という。）の請負業者等（以下「業者」という。）の指名選定については、この要綱の定めるところによる。

(選定基準)

第2条 業者の選定については、指名競争入札に参加する資格を有する業者（入札参加資格審査申請書を提出し資格を認定された業者）のうちから、次の各号に掲げる事項を参考に適正に選定をしなければならない。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に抵触する業者は無期限に選定しないものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 建設工事等の成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持建設工事等の契約件数、契約高及び進捗状況
- (5) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (6) 当該建設工事等施行についての技術的適性
- (7) 労働福祉の状況等

2 業者の選定に当たっては、第3条の市内業者を優先して選定し、次いで、第4条の準市内業者、第5条の市外業者の順に選定するものとする。ただし、やむをえない場合には、優先順位にかかわらず業者選定することができる。

3 別表第1（工事種別の等級及び設計金額等）に係る契約について指名競争入札に付そうとするときは、当該設計金額等に対応する等級に属する業者のうちから指名競争入札に参加する業者を選定する。ただし、発注する建設工事の種類、内容等により各等級に属する業者数がないとき、又は特に必要があると認められるときは、他の等級に属する業者を選定することができる。

4 前項に規定する各建設工事の業者以外の業者については、業務実績等を慎重に考慮して選定するものとする。

(市内業者)

第3条 豊川市内に本社又は本店を有する者をいう。

(準市内業者)

第4条 豊川市内に支社又は営業所等を有し各支社長等が契約等に関する職務権限を受任している者をいう。

(市外業者)

第5条 前2条に規定する以外の者をいう。

(選定基準の特例)

第6条 次の各号に該当する場合は、当該等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする建設工事等であって、特定の業者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
- (2) 施工上等の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通し

た業者に施工等させる必要がある場合

- (3) 緊急に施工等しなければならない建設工事等であつて、指名競争入札に付す時間的余裕がない場合
- (4) 現に契約履行中の施工業者等に履行させた場合は、工期等の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
- (5) 前建設工事等に引き続き施工等される建設工事等で、前建設工事等の施工業者等に施工等させた場合は、工期等の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工等が確保できる等有利と認められる場合
- (6) 他の発注者の発注に係る現に施工中等の建設工事等と交錯する箇所での工事等で当該施工中等の業者に施工等させた場合には、工期等の短縮、経費の節減に加え、建設工事等の安全、円滑かつ適切な施工等を確保する上で有利と認められる場合
- (7) 特定の施工業者等が、施工等に必要な資機材等を当該工事現場付近等に多量に所有するため、当該業者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (8) 特定の施工業者等が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(指名業者数)

第7条 指名業者数は、発注する建設工事等の設計金額等に応じ原則として次のとおりとする。

500万円未満		5社以上
500万円以上	3,000万円未満	7社以上
3,000万円以上	5,000万円未満	8社以上
5,000万円以上	10,000万円未満	10社以上
10,000万円以上		12社以上

ただし、発注する建設工事等の種類及び内容等によって市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選定の内申)

第8条 建設工事等に伴う業者の選定は、建設工事等主管課長等の内申（入札・見積依頼伺書）に基づき行うものとする。

(指名業者の審査)

第9条 設計金額が、130万円を超える建設工事並びに1,000万円以上の業務委託及び修繕については、豊川市入札等審査委員会の審査を経なければならない。ただし、競争入札への参加資格の審査を受ける必要がない公益法人等が建設工事等の施行等を行うときは、この限りでない。

(指名停止等)

第10条 格付け決定業者で不誠実な行為をした業者があつたときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱に基づき決定するものとする。

(随意契約の業者選定)

第11条 随意契約による場合は、その理由（地方自治法施行令第167条の2

第1項)と業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定するものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
豊川市建設工事等指名業者選定要綱(平成2年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (工事種別の等級及び設計金額)

等級 \ 業種	土木一式工事 (土木工事業)	建築一式工事 (建築工事業)	電気工事 (電気工事業)
A	3,000万円以上	3,000万円以上	3,000万円以上
A又はB	3,000万円未満 1,000万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	3,000万円未満
B又はC	1,000万円未満	1,000万円未満	

等級 \ 業種	管工事 (管工事業)	水道施設工事 (水道施設工事業)	舗装工事 (舗装工事業)
A	1,000万円以上	2,000万円以上	1,000万円以上
A又はB	1,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満
B又はC			

等級 \ 業種	その他工事
A	1,000万円以上
A又はB	1,000万円未満
B又はC	